

鳥屋野潟南西部駐車場の利活用に向けたサウンディング型市場調査について

1. 趣旨

新潟市では、中央区内にある鳥屋野潟南西部駐車場（以下「南西部駐車場」）について、沿道サービスとしての利活用を検討しています。現在検討している南西部駐車場貸付の条件に対する意見をはじめ、事業実施に向けた課題や実現可能性などを把握するため、事業者の皆様を対象にサウンディング型市場調査（対話型意向調査）を実施します。

2. 対象地の概要・貸付に係る条件

別紙 1 のとおり

3. 対話について

（1）主な対話内容

- ①南西部駐車場の評価
- ②想定する貸付活用プラン
- ③貸付の条件について
- ④入札準備期間、整備・開発等のスケジュール
- ⑤南西部駐車場活用における行政への要望について
- ⑥（提示した条件による事業化が困難な場合）その他の活用提案 など

（2）対話の進め方

上記 3（1）の項目について、別紙 3 の事前ヒアリングシートに基づき対話を行います。

4. 留意事項

（1）参加及び対話内容の扱い

- ・ 対話への参加実績は、事業者公募時における評価の対象となりません。
- ・ 対話は参加者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別に行います。
- ・ 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。（参加者、市双方の発言とも対話時点での想定のものとし、何ら約束、保証するものではありません）

（2）対話に関する費用

対話への参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用等）については、参加者の負担とします。

（3）対話後の協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

（4）実施結果の公表

- ・ 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

- ・ 公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。
- ・ 参加者の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しません。ただし、「新潟市情報公開条例」等関連規定に基づき公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することができません。

- ・ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員（同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体

5. 別紙

- ・ 別紙 1 鳥屋野潟南西部駐車場の概要・貸付条件(案)
- ・ 別紙 2 エントリーシート
- ・ 別紙 3 事前ヒアリングシート

6. 調査参加の申込期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）

※ 応募状況により申込期限を早めに締め切る場合があります。その場合は、市ホームページでお知らせします。

※ 別紙 2 エントリーシート及び別紙 3 事前ヒアリングシートを、E メールで新潟市中央区役所総務課（somu.c@city.niigata.lg.jp）まで送付してください。

7. 対話の実施（予定）

令和 8 年 10 月 28 日（水）～11 月 11 日（水）（1 時間程度、日程は別途調整）

【会 場】 中央区役所内会議室（新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21）

【対 象 者】 民間事業者等（事業の実施主体となりうる法人又は法人のグループ）

【対話内容】 鳥屋野潟南西部駐車場利活用について

【そ の 他】 お申し込み後、日程調整させていただきます。

本市に直接来庁することが困難な場合は別途ご相談ください。

8. 対話・資料請求の申し込み・お問い合わせ先

【連絡先】 新潟市中央区役所総務課

【電 話】 025-223-7082 【F A X】025-224-1520

【E-Mail】 somu.c@city.niigata.lg.jp

■ 位置図

<広域図>



地理院地図より作成

鳥屋野潟南西部駐車場の概要・貸付条件(案)

1. 対象地の概要

鳥屋野潟南西部駐車場貸付予定地 (赤枠線内)



◆所在地 新潟市中央区鐘木 257-9

◆地目・地積 ※サウンディング調査後、測量と分筆を実施予定

区分	地番	地目	地積 (㎡)
貸付地	鐘木 257-9 鐘木 789-6 の内 鐘木 257-15	雑種地	約 2,000

◆都市計画

市街化調整区域

◆土地利用規制

高さ制限 : なし

日影規制 : なし

2. 貸付条件(案)

- ① 市街化調整区域のため、沿道サービス施設（ドライブイン及びコンビニエンスストア）の用途であること
「市街化調整区域における開発許可等の主な取扱いについて」を参照
- ② 貸付年数は概ね 15～20 年間
- ③ 貸付面積は駐車場含め 2,000 m²とする
- ④ 貸付地から、隣接する市有地（図面上黄色で着色したエリア）への出入りができないように、対策すること

